

# 郡山市認可外保育施設絵本配布事業実施要綱

平成20年 9月24日制定

平成21年 7月 1日一部改正

[ こども部保育課 ]

## (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により当該認可を取り消された施設を含む。以下「認可外保育施設」という。）に対し、絵本を配布する事業（第6条において「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、乳児及び幼児のこころ、想像力及び豊かな心を育むことを目的とする。

## (配布対象施設)

第2条 絵本の配布の対象となる施設は、市内に設置された認可外保育施設であって、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下この条において「通知」という。）に基づく直近の指導監督の結果が通知別添の認可外保育施設指導監督基準に適合しているものとする。

## (配布絵本)

第3条 前条に規定する認可外保育施設に配布する絵本は、当該認可外保育施設から配布の申込みがあった絵本のうち、配布が可能であることが確認された絵本とする。この場合において、配布する絵本の購入に要する費用の1施設当たりの合計額は、1会計年度につき10,000円を限度とする。

## (配布の申込み)

第4条 絵本の配布を受けようとする認可外保育施設は、当該年度の2月末日までに郡山市認可外保育施設絵本配布申込書（別記様式）を市長に提出するものとする。

## (配布の方法)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合において、当該申込みがあった絵本の配布が可能であること及び当該絵本の購入に要する費用が第3条に規定する限度額を超えないことを確認したときは、当該絵本を購入するものとする。

2 市長は、前項の規定により購入した絵本は、当該絵本の納入業者から第3条に規定する認可外保育施設に配布させるものとする。

## (配布絵本の管理)

第6条 絵本の配布を受けた認可外保育施設は、第1条に規定する事業の目的の達成に寄与するよう、善良な管理者の注意をもって当該絵本を取り扱わなければならない。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## (附 則)

この要綱は、平成20年9月24日から施行する。

## (附 則)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

